

(経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

一部を改正する法律の一部改正)

第二十七条 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第六十五条 旧租税特別措置法第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げる法人の平成二十四年四月一日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、同条(第三項から第七項まで及び第十一項から第十六項までに係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項		第二項第一号口		連結事業年度に	
が、当該事業年	第六十八条の四第一項	第三項	省略	所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第二号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「令和二年旧措置法」という。)第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。)に	
について、法人税法第六十四条の十第一	十五第一項	第六十八条の四第一項	十五第一項	旧効力措置法第六十八条の四十五第一項	同上

第六十五条 同上
(法人の準備金に関する経過措置)

第四項から第七項まで	同上
同上	同上
同上	同上

			同上
同上	同上		第六十八条の四十五第一項
第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を	同上		旧効力措置法第六十八条の四十五第一項

十項」とあるのは、「第六十八条の四十五第十項

した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第八十二条第一項による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八条の四十五第十項

の規定によりなおその効力を有す

るものとされる同法第十九条の規定に

よる改正前の租税特別措置法（以下こ

の条において「旧効力連結措置法」と

いう。）第六十八条の四十五第十項

の規定による改正前の租税

特別措置法（以下この条において「旧

効力連結措置法」という。）第六十八

条の四十五第十項

の規定による改正前の租税

特別措置法（以下この条において「旧

効力連結措置法」という。）第六十八

条の四十五第十項

第十五項		第十四項		第十三項		第十二項			
第二項	第五十五条第六项前段	省略	省略	第五十五条第十项	第五十五条第六项前段	省略	省略	省略	
第五十五条第六项第二项	第五十五条第六项第十九项	前段	省略	旧効力単体措置法第五十五条第六项第二项	令和二年旧措置法第五十五条第十五项	前段	省略	省略	

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第二項	第五十五条第六项	同上	同上	第五十五条第六项	第五十五条第六项	同上	同上	同上	同上
項	旧効力単体措置法第五十五条第六项第二项	同上	同上	旧効力単体措置法第五十五条第六项第二项	旧効力単体措置法第五十五条第六项第二项	同上	同上	同上	同上

2

旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（第九項において「令和二年旧措置法」という。）第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度（以下この条において「連結事業年度」という。）に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において旧租税特別措置法第五十七条の八第三項に規定する特別修繕準備金の金額（特別の修繕（同条第一項第二号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。附則第八十二条第二項において「新ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業若しくは同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定める一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けたために行う修繕又は旧租税特別措置法第五十七条の八第一項第四号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕をいう。第四項第一号及び第二号において同じ。）に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成三十一年旧租税特別措置法」という。）第十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第二項の規定の適用を受ける法人について、法人税法第六十四条の十
3 5 省 略

2

旧租税特別措置法第五十七条の八第一項に規定する法人が平成二十四年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日（同年四月一日以後最初に開始する事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度開始の日）において同条第三項に規定する特別修繕準備金の金額（特別の修繕（同条第一項第二号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。附則第八十二条第二項において「新ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業若しくは同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定める一般ガス導管事業の用に供される球形の同条第十三項に規定するガスホルダーで財務省令で定めるものについて定期的に行われる検査で財務省令で定めるものを受けたために行う修繕又は旧租税特別措置法第五十七条の八第一項第四号に掲げる固定資産について行う同号に定める修繕をいう。第四項第一号及び第二号において同じ。）に係るものに限る。）を有する場合には、当該開始の日以後四年（当該法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（附則第八十二条第二項において「平成三十一年旧租税特別措置法」という。）第十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者（以下この条において「中小企業者」という。）である場合には、十年以内の日を含む各事業年度（連結事業年度に該当する事業年度を除く。）において、「四年等均等取崩金額」という。）に相当する金額を、当該各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第二項の規定の適用を受ける法人が、当該事業年度が連結事業年度に

第四項から第六項までの規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失った場合で、かつ、当該法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、その効力を失った日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日である場合には、当該効力を失つた日）を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合には、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第二項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

7・8 省略

9 前項又は附則第八十二条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において令和二年旧措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人（以下この条において「連結法人」という。）に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10
18 省略

該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなつた場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、同項、前二項、第八項、第十一項及び第十五項の規定は、適用しない。

7・8 同上

9 前項又は附則第八十二条第六項の場合において、これらの規定の合併法人（その適格合併後において連結法人に該当するものを除く。）がその適格合併の日を含む事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出することができる者でないときは、当該事業年度終了の日における特別修繕準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

10
18 同上